

議案第40号

世田谷区自転車条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 自転車を利用する際の13歳未満の児童の自転車乗車用ヘルメットの着用を義務付ける規定等を設けるとともに、自動二輪車に係る区立自転車等駐車場の使用等に関する特例を定め、区立自転車等駐車場における使用の制限、放置自転車等の撤去に係る期間等を見直し、併せて規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区自転車条例の一部を改正する条例

世田谷区自転車条例（昭和59年3月世田谷区条例第14号）の一部を次のように改正する。

目次中「第26条」を「第26条の2」に改める。

第2条第1号を削り、同条第2号中「（道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。）」を削り、同号を同条第1号とし、同条中第3号を第2号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

この条例において使用する用語の意義は、道路交通法（昭和35年法律第105号）において使用する用語の例による。

第3条の見出し中「区長」を「区」に改め、同条に次の1項を加える。

4 区長は、自転車等を安全で適正に利用するための総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

第4条中「実施する」の次に「自転車に係る道路交通環境の整備、自転車の安全利用の促進及び」を加える。

第5条の見出し中「及び所有者」を「、所有者等」に改め、同条第2項中「道路交通法その他の法令」を「イヤホン、スマートフォン等の携帯電話用装置等を使用しながら、又は傘を差しながらの運転をしないことその他の道路交通法等で定める事項」に、「の安全な利用に努めなければならない」を「を安全に利用しなければならない」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 自転車の利用者は、道路において幼児を同乗させて当該自転車を利用するときは、当該幼児に自転車乗車用ヘルメットを着用させなければならない。

第5条に次の5項を加える。

5 自転車の利用者は、その利用する自転車の盗難を防止するため、適切にこれを施錠するよう努めなければならない。

6 13歳未満の児童の保護者は、当該児童が道路において自転車を利用するときは、自転車乗車用ヘルメットを着用させなければならない。

7 13歳未満の児童の保護者は、当該児童が利用する自転車について、定期的に点検し、必要に応じて整備を行うよう努めなければならない。

8 高齢者（65歳以上の者をいう。）は、自転車を利用するときは、自転車乗車用

ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

9 前条の規定は、自転車等の利用者、所有者等について準用する。

第5条の次に次の1条を加える。

(事業者の責務)

第5条の2 事業者は、その従業者に自転車を利用する者がいるときは、当該自転車を利用する者に対し、自転車乗車用ヘルメットの着用及び自転車の点検整備に関する情報を提供するよう努めなければならない。

2 第4条の規定は、事業者について準用する。

第6条中「自転車の小売を業とする者」の次に「(次項において「小売業者」という。)」を加え、「当該自転車に所有者の住所及び氏名又は名称を明記すること及び」を削り、「の勧奨に努めるとともに、区長が実施する施策に協力しなければならない」を「を勧奨し、自転車乗車用ヘルメットの着用及び自転車の点検整備に関する情報を提供するよう努めなければならない」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第4条の規定は、小売業者について準用する。

第6条の次に次の2条を加える。

(自転車等駐車施設の所有者及び管理者の責務)

第6条の2 レンタサイクル施設の所有者及び管理者は、自転車を貸し付けるに当たっては、その借受人に対し、自転車乗車用ヘルメットの着用及び自転車の点検整備に関する情報を提供するよう努めなければならない。

2 レンタサイクル施設の所有者及び管理者は、貸付けを行う自転車について、定期的に点検し、必要に応じて整備を行うよう努めなければならない。

3 自転車等駐車場の所有者及び管理者は、当該自転車等駐車場の利用者に対し、自転車損害賠償責任保険等(自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障することができる保険又は共済をいう。次条において同じ。)、自転車乗車用ヘルメットの着用及び自転車の点検整備に関する情報を提供するよう努めなければならない。

4 第4条の規定は、自転車等駐車施設の所有者及び管理者について準用する。

(学校の設置者等の責務)

第6条の3 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。以下同じ。)の設置者(国、地方公共団体及び私立学校法(昭和24年法律

第270号)第3条に規定する学校法人をいう。)は、児童、生徒及びそれらの保護者に対し、自転車乗車用ヘルメットの着用及び自転車の点検整備に関する情報を提供するように努めなければならない。

2 保育所、託児所等の運営者は、当該保育所、託児所等を利用する乳児又は幼児の保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等、自転車乗車用ヘルメットの着用及び自転車の点検整備に関する情報を提供するように努めなければならない。

第17条第1項第3号中「前2号」を「前3号に掲げるもの」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

虚偽の申請、機器の破壊等の不正な手段により、使用の承認、駐車券の交付若しくは再交付を受け、又は区立自転車等駐車場を使用したとき。

第22条の見出し中「撤去」を「撤去等」に改め、同条中「及び第14条の使用の承認」を「、第14条第1項の承認」に改め、「受けていないもの」の次に「及び第17条の規定により使用を制限されたもの」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、前項の規定に該当する自転車等に、警告することを示したものを取り付けることができる。

第25条中「別表第2の2に定める種類及び発行価額の回数券を」を「別表第2の2左欄に掲げる種類の回数券を同表右欄に掲げる発行価額を上回らない範囲において」に改める。

第3章第1節中第26条の次に次の1条を加える。

(自動二輪車の使用の特例)

第26条の2 区立自転車等駐車場のうち、その管理上支障がないと認めるもので規則で定めるものについては、自動二輪車(大型自動二輪車(側車付きのものを除く。以下同じ。))及び普通自動二輪車(側車付きのものを除く。以下同じ。)をいう。以下同じ。)の駐車のために使用させることができる。

2 この節の規定は、自動二輪車による区立自転車等駐車場の使用について準用する。第39条第1項を次のように改める。

区長は、禁止区域外に自転車等が放置されているときは、当該自転車等の利用者又は所有者に対し、これを放置しないよう警告することができる。

第39条第2項中「前項」を「前2項」に、「区民及び」を「区民又は」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 区長は、前項の規定による自転車等の放置に係る警告をした日を起算日とし、3日以上経過してもなお引き続き放置されているときは、当該自転車等を撤去することができる。

第41条第1項中「第22条、第38条及び第39条」を「第22条第1項、第38条若しくは第39条第2項若しくは第3項」に改め、「撤去した自転車等」の次に「又は第26条の2第2項において準用する第22条第1項の規定により撤去した自動二輪車」を加える。

第42条第2項中「次の各号のいずれかに該当する」を「自転車等を撤去する前に当該自転車等に係る盗難の被害届が警察署に提出されていることが明らかになった」に改め、同項各号を削る。

第43条中「撤去自転車等及び」を「撤去自転車等（第26条の2第2項において準用する第22条第1項の規定により撤去した自動二輪車を除く。以下この条において同じ。）及び」に、「法令の定めるところ」を「当該撤去自転車等を売却し、及びその売却した代金を保管し、又はこれを廃棄する等の方法」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により売却した撤去自転車等について、第41条第1項の規定による公示の日から起算して6月以内に、当該撤去自転車等の利用者又は所有者が当該撤去自転車等の返還を求めたときは、前条第1項に規定する費用を徴収した後に、その売却代金を返還するものとする。

別表第2の1の部に次のように加える。

自動二輪車	10,000円	10,000円	5,000円	5,000円
-------	---------	---------	--------	--------

別表第2の2の部に次のように加える。

自動二輪車	800円
-------	------

別表第2の3の部に次のように加える。

自動二輪車	24時間以内	800円
-------	--------	------

別表第2の2に次のように加える。

自動二輪車用回数券（800円券 12枚つづり）	8,000円
-------------------------	--------

別表第4を次のように改める。

自転車	3,000円
-----	--------

原動機付自転車	4,000円
普通自動二輪車で総排気量0.25リットル以下のもの	7,000円
普通自動二輪車で総排気量0.25リットルを超えるもの及び大型自動二輪車	8,000円

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第5条第3項の改正規定及び同条に5項を加える改正規定（第6項に係る部分に限る。）は、同年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区自転車条例（以下「改正後の条例」という。）第39条の規定は、施行日以後に放置された自転車等（改正後の条例第2条第2項第1号に規定する自転車等をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に放置された自転車等については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第42条第2項の規定は、施行日以後に撤去した自転車等について適用し、施行日前に撤去した自転車等については、なお従前の例による。